平成27年度から徹底します

個人住民税の特別徴収

（市民税・県民税）

特別徴収は、給与支払者（事業主）が所得税の源泉徴収と同様に、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等に代わって市に納めていただく制度です。

市では、埼玉県と県内すべての市町村と足並みをそろえ、平成27年度から原則としてすべての給与支払者を特別徴収義務者に指定し、給与からの個人住民税特別徴収を徹底します。

特別徴収の方法による納税の仕組み

- 従業員等（納税義務者）
- 事業主（特別徴収義務者）
- 各市町村（従業員の住所地）

① 給与支給報告書 1月31日まで（事業主→各市町村）

② 税額の計算（各市町村）

③ 特別徴収税額通知 5月31日まで（各市町村→事業主）

③ 特別徴収税額通知 5月31日まで（事業主→従業員等）

④ 給与から住民税を徴収 6月～翌年5月 毎月の給与支給日（従業員等→事業主）

⑤ 徴収した住民税を納入 給与支給日の翌月10日まで（事業主→各市町村）

特別徴収の手続き

事業主は毎年1月31日までに、従業員が1月1日時点でお住まいの市区町村に「給与支払報告書（個人別明細書）」と「総括表」を提出してください。また、特別徴収に該当しない従業員がいる場合は「普通徴収該当理由書」も併せて提出してください。

特別徴収に該当しない場合

A 総従業員数が2人以下（専従者・乙欄・退職者等を除く）

B 他の事業所で特別徴収されているかた（乙欄該当者）

C 給与の支払いが不定期なかた

D 事業専従者（個人事業主のみ）

E 退職者または5月末日までの退職予定者

※提出書類の書式は市ホームページから、事務手引きなど制度の案内は県ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ…市民税課　☎048-259-7634・7635・7636

従業員のメリット大

- 納税するために金融機関等の窓口へ行く必要がありません
- 普通徴収の納期は年4回ですが、特別徴収は年12回のため、1回あたりの税額が少なくなります
- 納め忘れの心配がありません

特別徴収はこんなに便利！

事業主の負担小

- 従業員等の税額はすべて市で計算します
- 従業員等が常時10人未満の場合は、市長の承認を受けることで年12回の納期を年2回にすることができます

お早めにご相談を 休日納税等相談窓口

12月 13日(土) 20日(土) 21日(日) 9:00～17:00

対　象	場所（本庁舎）	問い合わせ
市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、法人市民税	3階1番窓口	納税課 ☎048-259-7948・7949 7642・7643
国民健康保険税	1階11番窓口	国民健康保険課 ☎048-259-7671
介護保険料	1階1番窓口	介護保険課 ☎048-259-7295
後期高齢者医療保険料	1階3番窓口	高齢者保険事業室 ☎048-259-7653

ご持参いただくもの

●催告書など各課・室から送付したもの ●お支払いの相談の場合は印鑑